

令和2年度 第1回
江戸川区子ども・子育て応援会議
議 事 要 旨

日 時 令和2年11月2日（月） 午後14時00分から

場 所 グリーンパレス 孔雀

次 第

1 開 会

子ども家庭部長 挨拶
自己紹介

2 議 事

- (1) 委員長、副委員長の選任について
- (2) 子どもの権利条例の制定について
- (3) 利用定員の設定について

3 報告事項

- (1) 待機児童の現状について
- (2) 児童相談所開設後の現状について
- (3) 児童福祉審議会について

4 閉 会

事務局：子ども家庭部子育て支援課

令和2年度 第1回 江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿

	所属機関・役職名	氏名	備考
1	玉川大学学術研究所 高等教育開発センター教授	笹井 宏益	
2	江戸川区私立幼稚園協会会長	米倉 弘喜	欠席
3	江戸川区認可私立保育園園長会会長	秋山 秀阿	
4	江戸川区立小学校長会会長	山下 靖雄	
5	江戸川区立中学校長会会長	茅原 直樹	
6	江戸川区保育ママの会代表	清家 君枝	欠席
7	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	
8	江戸川区青少年育成地区委員長会会長	田中 稔家	
9	江戸川区青少年委員会会長	川島 英夫	
10	青少年育成アドバイザー東京会会長	山本 又三	
11	江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長	青木 香保里	
12	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	尾崎 泰子	
13	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長	田中 寿士	
14	江戸川区立中学校PTA連合協議会会長	権田 昭二	欠席
15	江戸川区認証保育所利用者代表	山中 紀子	欠席
16	東京商工会議所江戸川支部会長	森本 勝也	
17	連合江戸川地区協議会	宇賀神 由美子	欠席
18	民生・児童委員協議会	浅田 和夫	
19	江戸川区医師会理事	千葉 友幸	欠席
20	江戸川区歯科医師会副会長	川野 浩一	
21	公募区民	小川 昭子	
22	公募区民	高橋 真優子	欠席
23	公募区民	武田 茜	
24	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	所 隆宏	
25	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	野崎 信	
26	健康部長	天沼 浩	
27	教育委員会事務局教育推進課長	飯田 常雄	代理出席:下重 雅史 (教育推進課すくすくスクール係主査)
28	児童相談所長	上川 光治	
29	子ども家庭部長	弓場 宏之	

1 開会

(事務局) それでは、令和2年度第1回江戸川区子ども・子育て応援会議を開会いたします。

新たな任期での最初の会議となりますので、委員長が就任するまで事務局にて進行させていただきます。

初めに、子ども・子育て応援会議が4月から条例設置になったことに伴い、今年度より新たな任期で委嘱をさせていただいております。任期は2年となります。委嘱状は机前にお配りしておりますので、御確認ください。

続いて、子ども家庭部長、弓場より挨拶をさせていただきます。

(子ども家庭部長) 皆様、こんにちは。子ども家庭部長の弓場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

この会議は、子どもの健やかな成長あるいは子育てを支える地域社会の実現を目指して、幅広い観点から皆様方に様々な御提案と御検討をいただく会議でございます。平成21年度から始まっておりまして、これまでも非常に多くの案件について御議論いただいております。改めまして、皆様方に感謝申し上げます。

さて、後ほど御報告をさせていただきますが、本年度4月から江戸川区では児童相談所を開設しております。日々の報道の中で、子どもたちに関わるような事件を見ておりまして、地域社会に関わることの重要さをしみじみと感じております。

昨年の11月に生後間もない女の赤ちゃんの遺体が都内の公園で見つかった事件で23歳の母親が死体遺棄の容疑で逮捕されたというニュースが今朝流れておりました。事件の詳細はこれから捜査の中で明らかになっていくと思われませんが、こういった事件が起こらないために、地域社会や行政が何かできることはなかったのかと非常に考えさせられます。

さて、社会状況に目を向けますと、少子化がなかなか好転、解決の糸口が見つからない状況でございます。本区におきましても、確実に年少人口は減っており、こういう状況の中でこれから社会制度をどのように作っていくか、あるいは少子化している中で子どもたちの健全な育成をサポートしていくかというようなことが課題になるところでございます。

子どもが減る一方で、待機児童の課題も抱えており、なかなか解消に苦慮しているところですが、いずれにいたしましても、課題が山積みという状況の中で、今後とも皆様方からの様々な御意見や御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 本日は新たな任期での最初の会議となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。御着席のままで結構ですので、御所属、お名前と併せて一言お願いいたします。

(自己紹介)

2 議事

(1) 委員長、副委員長の選任について

(事務局) それでは、委員長、副委員長の選任に入らせていただきます。

委員長は、条例に基づき委員の互選により選出することとなりますので、委員の皆様で御相談の上、御選出いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(子ども家庭部長) 推薦をさせていただきたいのですが、昨年を引き続きまして、委員長は笹井委員、副委員長は田中(稔)委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(事務局) 皆様、ありがとうございます。それでは、委員長は笹井委員、副委員長は田中(稔)委員に務めていただきます。

改めまして、御挨拶をお願いいたします。

(笹井委員長) 笹井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

子育て支援や子どもの豊かな成長というのは、行政だけが頑張っても駄目で、保護者だけが頑張っても駄目で、様々な教育機関の先生方や校長先生だけが頑張っても駄目で、やはり全員が一丸となって対応していかないと、より良い子どもの成長は実現できないと思っております。この会がまとまる中核となればと思いますので、ぜひ皆様の御協力をお願いいたします。

(田中(稔)副委員長) 子どもの成長の中で見ますと、勉強する、いろいろなものを覚えていくには学校が非常に大きな役割を果たしています。また、子どもが育っていく上で、仲間同士、地域の中で活動するということがどうしても必要だろうと思います。それが今、できていないというのは非常に悲しいことです。少しでもその中で子どもたちが、今、経験しなくてはいけないようなことを考えながら、コロナがいなくなったとき、すぐ発揮できるような準備をしていきたいなと思っております。皆様のお知恵をお借りできればと思っております。よろしくをお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

では、この後は笹井委員長に進行をお願いいたします。

(笹井委員長) それでは、私のほうで進行させていただきます。議事次第に沿って進めさせていただきます。

(2) 子どもの権利条例の制定について

(笹井委員長) 議事の2(2)になります。子どもの権利条例の制定について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

(事務局) それでは、資料1-1、1-2を順番に説明させていただきます。

江戸川区では、子ども・子育ての取組をさらに前進させていくために、現在、「江戸川区子どもの権利条例」の制定について作業を進めております。児童相談所が開設してちょうど半年経ちましたが、これがあれば全て子どもが守れるということではありません。また、子どもは生まれたときから権利の主体として、その権利が大切に守られることを子ども自身が理解し、それを地域の共通認識とすることが大切だと考えております。この取組を進めるために「子どもの権利条例」を制定し、子どもの最善の利益が図られるまちは目指していこうというものでございます。

条例の概要でございますけれども、今回は素案という形でお示しさせていただきます。特徴として、子どもにも理解できるような内容になっております。小学校6年生程度の語彙、表現としたところが大きな特徴であります。子どもの権利に対する本区の基本的な考えを示す理念条例としております。

3番の「条例制定プロセスにおける子どもからの意見聴取」について、これまでこの素案を基に様々な形でヒアリング等を行ってまいりました。小学生、中高生を対象としたワークショップの開催、また、外国人、不登校児童、障害児、LGBTなど、様々な子どもたちへのヒアリングもこれまで実施してきているところです。

それでは、資料1-2を御覧ください。今回の素案ですが、前文をつけさせていただきます。前文のみ読ませていただきます。

子どもは、生まれたときから人種や性別、障害のあるなしにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりが様々な個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。全ての子どもは保護者や多くの大人の愛情の下で安心して育ち、暮らすことができます。そのために、大人はお互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや願いをしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、様々な活動の場に参加し、感じたことや考えたことを自由に伝え、発表することができます。子どもは、自分の思いや考えを表し、周りの人に認められ、多くの人たちと信じ合うことで一人の人間としての責任感が芽生え、地域社会を作る一員となることができます。一人ひとりの子どもが大切にされ、お互いの思いやりや考えが尊重され、誰もが認められる権利を大切にしようまちは、全ての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約の基本となる考えをもとに、全ての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、全ての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

第1条は、「目的」でございます。

第2条は、「言葉の意味」でございます。

第3条は、「大切な権利」でございます。

第4条は、「おとなと江戸川区の役割」を定めさせていただいております。

第5条は「連携」でございます。

第6条は、「権利が守られない状態からの回復」でございます。

第7条は、「家庭における権利を大切に守っていくこととそのための支援」を定めさせていただいております。

第8条は、「地域における権利を大切に守っていくこととそのための支援」を定めさせていただいております。

第9条は、「育ち学ぶ施設における権利を大切に守っていくこととそのための支援」を定めさせていただいております。

第10条では、「子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと」を定めさせていただいております。

第11条は、「委任」になります。

事務局からの説明は以上でございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等々ございましたら、いただければと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。

(野崎委員) 子どもたちがこの権利条約を見たときに、役所にもっと頼っていいんだよというような表現があってもいいのかなと思います。ただ、その前に大事なことは、自分たちが自立できるようにということで、憲法26条で保障されている義務教育の範囲の中で、親がしっかりと保護、教育をしていくということが前提にある場合と考えられます。ですので、地域で守っていくということはすごく大事なことですけれども、子どもたちが自立できるような表現があったらいいなと感じましたが、その辺のところはいかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

おっしゃるように、子どもたちは自分たちが社会の一員として努力していくということもしっかり視点に入れていきながら、少し内容について加筆するところがあれば検討させていただきたいと思っております。

(茅原委員) 第7条でございますが、「家庭における権利を大切に思っていることとそのための支援」というのは、家庭における子どもの権利ということではないのでしょうか。「保護者は子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受ける」というのは、保護者が主体ということで考えてよろしいのでしょうか。

(事務局) おっしゃるとおりでございます。そのように考えております。

(茅原委員) 家庭における権利というのは、家庭における子どもの権利ではないということですか。

(事務局) 第7条で規定しておりますのは、子どもの家庭における権利を守っていくというための条項でございます。

(茅原委員) 私が誤解しているのかもしれませんが、子どもが家庭の中でも守られるということではなくて、家庭が子どもを守るために、その保護者が守られるということですか。

(事務局) 第7条の上のほうに小タイトルがございます。ここで付け加えていうと、家庭における子どもの権利を大切に守っていくこととするための支援、先ほどの自己紹介の中でも児童虐待などの話がありました。残念ながら、家庭で親から虐待等を受けているような事例もございます。そうならないために、行政などからも児童相談所や保健所などから必要な支援を受けることができるといった内容を示させていただいたということでございます。

(所委員) 第3条、「大切な権利」というところ、四つの権利がしっかりとうたわれておりまして、素晴らしいと思っております。

その下の3というところに、「子どもは自分の権利が大切にされるのと同じように自分以外の人の権利を大切にします」という、自分が守られるだけではなくて、自分も人を大事にしていくという内容が入っているところが素晴らしいなと思っております。

あと、もう一点、江戸川区とか活動を支える人とか区民というところがありますけれども、例えば、私の子どもが小さい頃に野球のチームに入っていて、その当時は体罰とかそういったものも起きておりました。そういうのが今、いろいろ問題になって、それぞれの野球団体からも、そういった考え方について是正をしていこうということで良くなってきましたが、そういった方たちにも改めてこういった条例が江戸川区でできることを知っていただき、私たちもその中の当事者であることを再認識してもらえようような仕方が必要であると感じております。

(笹井委員長) ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、御質問でも御意見でも構いませんので、よろしくお願いします。

(小川委員) これは根本的に6年生の子どもが読むことが前提で書かれているということですよ。

(事務局) 基本的には、多くの子どもたちに読んで学んでほしいという思いを込めております。本来ですと、もう少し下の年齢も分かるように、どこまで下げられるかということで事務局も苦労したところがございますけれども、言葉の意味を捉えますと、大体小学校高学年、6年生の子どもたちが分かるようなものにしたということでございます。

(小川委員) 私は今、高校生、6年生、6歳の里子がおり、実子は30幾つと24歳とおρίまして、この文章を読んで子どもたちがどうリアクションするのかなと感じました。我が家の場合、自立をすることがまず基本前提で、普通の家庭とは

ちょっと違うことを、最初から前提に伝えて育てているつもりです。8歳という年齢で手を離さなければいけないという決まりが現在あるものですから、そこをゴールにして、その子に合った適性をどこまで引っ張り出せるかが個人的に今、里親をしていて楽しいです。ただ、文章的に子どもたちがこれを見て、1枚目にはリアクションするだろうと感じましたが、条例というところだけの文章を見る限りでは、「言っている意味が分からない」ときつと言うだろうなという主観がございます。小学6年生と高校生はそれぐらいのリアクションだろうという感覚で御検討いただければと思います。

(笹井委員長) ありがとうございます。

子どもさんを含めて学校の先生や保護者、PTAの方やお医者さんや普通のサラリーマンの方、この江戸川区で生活している人全員が読んでほしいという思いで書かれたと思います。

当事者の子どもについても、どこまで理解してくれるか分からないけれども、分かりやすく書いて、こういうのができたんだよという、そういう認識をしてほしいという趣旨で書いたものだと思います。特に子ども向けというわけなくて、全員向けで子どもにも理解できるものだと思います。

ほかに、いかがですか。

(秋山委員) これは完成したら、保育園の場合は、保護者が読むので、保護者に配付することが決められているのでしょうか。園に送ってきて保護者にお知らせをする形なのか、それとも、保護者だけではなくて、江戸川区で働いている方など、全員に配っていただくような形なのでしょうか。

(事務局) この権利条例の内容をどのように伝えていくかということが大きなポイントになってくると思います。子どもたちに分かりやすい表現で、まだ検討中の段階ですけれども、教育委員会で作成していただく副読本みたいなものに入れられないかなというようなことも検討しております。

それから、大人向けには、これもまだ内部で調整中ですが、例えば、お子さんが生まれたときに、いろいろな書類をお渡しします。必ずお子さんが生まれたときに目を通すような冊子や資料の中に盛り込めないかということも考えております。

いずれにしても、作って終わりではなくて、作った後、どうやって区民の方に伝えて御理解していただくかということが大変重要なポイントではないかなと思っております。

(秋山委員) いつ頃になる予定なのでしょうか。

(事務局) 11月20日から2週間、パブリック・コメントを予定しているところでございます。ホームページ及び郵送、何でも結構ですので、様々な御意見を出していただきまして、そのことを素案に反映させて、案を作って、その後、議会に提出という形を取っていきたいと思っております。議会には年明けの早いうちと考えており、作業を進めているところでございます。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。

(森本委員) 第6条の3「すみやかな回復を支援することを目的として、区長と教育委員会の下に子どもの権利が守られているかを確認する機関を設置します」とありますけれども、この「機関」というのはどのようなものを予定されているのでしょうか。

(事務局) この「機関」の趣旨といたしましては、子どもの権利を守るというものです。例えば、いじめだとか差別、そういったことで子どもの権利が侵害されるようなこともあります。そういったときに子どもが気軽に相談、駆け込める機関とか窓口、そういったものは必要だと思っております。ただ、そこで相談を受けるだけではなく、解決への道筋をつける、そういった専門スタッフも配置するようなことができないかということで、今、検討を進めております。

いろいろな方の人権を守らなくてはいけないということも考えていきますと、今ある機関の中で、ある程度のことはカバーできていると思っておりますけれども、まだ足りない部分があるとも思っておりますので、そこを補いながら、検討させていただければと思っております。

(笹井委員長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(茅原委員) 第2条の1のただし書以下の、「これらの人と同じく権利を認めることがふさわしい人」というのは、具体的にどういう方を指すのでしょうか。

(事務局) この条例で対象にしている年齢は、児童福祉法で定めた児童、18歳未満の子どもが原則対象となります。ただ、高校3年生になりますと、3年生の途中で18歳の誕生日を迎える方がおります。同じ高校3年生でも、誕生日を迎えたからあなたは対象外というわけにはいきませんので、ここで想定しておりますのは、高校3年生で誕生日を迎えて18歳にはなってしまったけれども、必要があれば支援しますという意味でございます。

(笹井委員長) それでは、時間の関係もございますので、この議題については、この程度にさせていただきます。皆さんからいただいた御意見を例えばどういう人たちに周知して、どのように理解してもらおうのかなど、これからの大きな行政のテーマになると思いますので、我々自身も行政だけに任せていないで、いろいろな場面で条例に示されている方向に沿って協力していかなければいけないのかなと思います。

先ほど、パブリック・コメントという話がありましたけれども、多くの方の御意見を聞いて、最終的考え方、基準、ルールというものを決めていただければありがたいと思います。

それでは、続きまして、次の議題に移りたいと思います。

(3) 利用定員の設定について

(笹井委員長) 次は、利用定員の設定ということになります。これについても事務局から

御説明いただきたいと思います。

(事務局) 既存園の利用定員の変更についてお話しさせていただきます。

資料2の「令和2年度既存園の利用定員の変更について」でございます。瑞江保育園について、1歳を7名、2歳15名、3歳18名、4・5歳を38名、合計で100名から78名に定員を変更するというものです。これは瑞江保育園が令和6年3月末で廃園を予定しているために、それに伴いまして、段階的に利用定員を縮小するために申出がありましたので、変更するというものになります。時期につきましては、令和2年11月から減少するということになります。

(笹井委員長) ありがとうございます。

これにつきましては、もし質問等がございましたら、いただければと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

それでは、次の項に移りたいと思います。

3 報告事項

(1) 待機児童の現状について

(笹井委員長) 報告事項の1番目は「待機児童の現状について」ということであります。これにつきましては、事務局からお願いしたいと思います。

(事務局) それでは、資料3を御覧ください。子育て世代の女性の方の職場進出の進展に伴いまして、安心して仕事と育児を両立できる社会を目指しまして、保育を必要とする方全員が保育施設等を利用できるように現在整備を進めているところでございます。

現状で申しますと、就学前人口、これは学校に行く前の子どもたちの人数ですけれども、令和2年度につきましては3万4,958人で、その前の年に比べると837名減っております。しかしながら、認可保育園の申込者数の推移は右肩上がりです。ここ数年は横ばいが続いている状況でございます。

さらに、下の表を御覧ください。様々な保育施設の増設などを図ってきたところでございますけれども、令和2年度の江戸川区の待機児数は203名ということでございます。残念ながら、都内でこの人数がトップ。全国で比べましても7番目でございます。

それと、待機児のほとんどが0、1、2歳です。3歳以上の待機児はいません。0歳が33名、1歳が114名、2歳が56名の待機児でございます。昨年比べて33人増えております。

2ページを御覧ください。江戸川区、6地区ごとにどのような待機児童の状況かということを見ていきますと、ほぼ万遍なく待機児はおるわけでございます。特に葛西管内については、203名の半数の101人に上っているところでございます。

(2)に現在の保育施設ということで、定員等も示しておりますけれども、認可保育園につきましては、区立保育園が33園、私立保育園が99園でございます。認定こども園が3園、小規模型保育が14園、事業所内保育もでございます。ここまでが認可内です。認可外といたしまして、認証保育所が16園、保育ママが154、以上が江戸川区の保育施設の数でございます。

3ページを御覧ください。先ほども申しましたように、保育施設について、毎年増やしてきているところでございます。一番多く増やしたのは平成29年から平成30年の17園、その次がプラス14園、令和元年から令和2年までは9園、さらに来年の4月に向けて5園、新しい認可保育園等が整備されるということで進めております。それに伴いまして、受入れ数でございますけれども、来年4月には1万4,509人まで受入れが可能ということになってまいります。様々な対策をここに書いておりますけれども、定員の弾力化ということで、面積基準や保育士の配置基準を満たした上で、定員を超えて入所を可能とするもので、可能な園については行わせていただいております。

また、私立幼稚園にも御協力いただきまして、長時間の預かり保育事業なども進めているところでございます。

4ページを御覧ください。全国的に保育士が今、足りない状況が続いております。そのため、江戸川区で働く保育士の皆さんに対して処遇改善や資質向上に向けた取組を行っているところであります。勤務5年ごとの節目に10万円の報償金をお渡しするという制度も今年から始めました。保育士の場合は、平均すると大体6割の方が4年程度で転職、あるいはお辞めになってしまうというような数字が挙がっております。また、月額5万円の処遇改善がございます。

大きなところでは、家賃補助がございます。これは国等の補助も頂きながら、月額8万2,000円の家賃補助を行っているところでございます。また、キャリアアップ研修なども行っております。

次に、ベビーシッターの利用支援で、保育園に申し込んだけれども入れなかったという方には、利用料金の一部を都と区が負担しており、1時間当たり150円でベビーシッターをお願いすることができる制度です。

後ほどまたお話ししますが、長期育休支援制度も今年度から始めたところでございます。

(4)ですけれども、認証保育所の保育料の負担軽減ということで、認証保育所につきましては、保育料と保護者が払える金額としての差が大きいいため、できるだけ補助を手厚くすれば、認可保育園に入れなかった方も利用できるのではないかとということで、検討を進めております。

小規模保育所につきましては、年齢が0・1・2歳で定員が19名でございますが、国からは、面積等においては22名まで増やすことが可能になっておりますので、その相談も受けております。

③、④につきましては、これはまだ少し時間がかかるところでございますけれども、0・1・2歳だけの保育園を1園造りますと、3・4・5歳のところも造らなくてはいけないので、そこは定員が埋まらないということも考えられます。従いまして、0・1・2歳のみを増やせるような運営ができないかということで、相談させていただいているところでございます。ただし、区立保育園では0歳保育は行っておりませんので、区立の分園は1・2歳ということになります。私立保育園の中には0歳保育に取り組んでいただいているところもございますので、0・1・2歳の分園設置を促進していきます。

次に、ピンク色のチラシ「全国初育休支援制度最長3歳の年度末まで」について御説明させていただきます。

制度そのもののお話をさせていただく前に、行政関係者や保育関係者の中で、国の育休制度というのはまだまだ改善する余地があるというふうに考えている方が大変多いです。国の育休制度は、基本1歳の誕生日まで取れるということになっております。ただ、保育園に入園できなかった場合に、2歳の誕生日まで延長することができます。さらに、私ども江戸川区でもニーズ調査で保護者にアンケートを取っても、できれば長く、0歳だけではなく、2歳ぐらいまで子どもを手元で育てたいという声も大変多いです。もちろん御自身のキャリアのために早めに職場復帰されるという方もおりますけれども、今の国の制度は選択肢が少々狭まっていると思っております。

そこで、江戸川区としては、区内企業のワーク・ライフ・バランスと、待機児童の低減の二つの効果を狙って、区独自に、お子さんが3歳の年度末、3月31日まで育休を取った場合に保護者の方には国の育児休業給付金と同水準の給料の半分程度を江戸川区が負担して保護者へお支払いします。ただ、そうはいつでも、会社の立場からすると、従業員が長期に休むということについては、大変なところがあります。いろいろな企業の関係者の方からもお話を伺って、従業員が育休を取れるだけでは駄目だと考えております。会社に対しても、一つは、人材不足の時代ですので、求人広告費の50万円を最大で補助させていただきます。それから、従業員が抜ければ代替職員が必要になります。それは派遣職員など、いろいろなケースがありますが、そういった場合も年間で最大150万円まで区が会社に対して補助させていただきます。こういった会社に対しての補助と従業員の生活を補償するという意味合いを含めて、このような制度を今年4月から立ち上げさせていただきました。おかげさまで問合せや申込みも来ております。この制度を使うには、就業規則の改定がありますので、どんどん申込みが来るというものではございませんけれども、実際に区内の私立幼稚園であったり介護事業所であったり、いろいろな企業でも既に認定を受けて制度を御利用いただいております。事務局からの説明は以上です。

(笹井委員長) ありがとうございます。

待機児童は非常に大きな問題ですけれども、どのように区として解消に向けて取り組んでいくかという説明をいただいたところであります。

今の議題について、御質問等々ございましたら、いただければと思います。いかがでしょうか。

(秋山委員) 4ページの「保育士確保策」の中で、③の家賃補助はまだ続きますか。はっきり分かっているのはどこまででしょうか。東京都は今のところまだ何も言ってきていないのでしょうか。

(事務局) 国でもまだ予算は固まっておりませんが、厚生労働省として、財務省に対して現状の8万2,000円の水準で予算要求をしております。ですので、その予算が通れば、恐らく東京都も倣って、少なくとも来年はこの仕組みは継続するのではないかと考えております。

(秋山委員) 既設の保育園でこれを利用しているところがほとんどなので、もしこの補助がなくなると、ますます職員の集まりが悪くなると思うのが現状なので、ぜひお願いいたします。

(笹井委員長) 待機児童の解消に向けて、ぜひ進めていただきたいという願いを込めて、この件は終わらせていただきます。続きまして、報告事項の2番目になりますが、今年4月に開設しました江戸川区の児童相談所の現状について御説明をお願いしたいと思います。

(児童相談所長) それでは、江戸川区児童相談所の現状について説明をさせていただきます。

江戸川区児童相談所は、江戸川区中央3丁目にあります。4階建ての建物で、1階、2階が一時保護所、3階は児童福祉司、児童心理司等の事務室及び相談室となっています。4階は児童心理司の判定室や相談室、及び体育館という構造になっています。

1「相談所受付状況」を御覧ください。4月から9月までの6か月間の相談受付状況です。虐待につきましては、1,101件お受けしていて、全体の相談受付数は2,607件という状況です。それぞれ相談種別ごとに受付件数を挙げさせていただきます。

相談受付件数の推移ですが、4月の受付件数は349件ですが、緊急事態宣言が明け、小学校、中学校等の学校が始まったことの影響もあり、5月下旬ぐらいから徐々に件数が増え、6・7月の相談件数が多くなっております。そこから8月の夏休みに向けて少し下がり、以降は400件程度で横ばい状況です。10月は、受付件数405件となっています。

次に、2「虐待相談受付状況」についてです。種別ごとの受付では、心理的虐待が6カ月で615件であり、全体の56%を占めています。次に身体的虐待では、291件で26%、ネグレクトが189件で17%、性的虐待が6件で約1%となっています。平均しますと1月当たり180件ぐらいの虐待通告を受け付けている状況です。

②の通告者別では、一番多いのが332件の警察からの通告です。この警察

からの通告の大多数は、「面前DVケース」という、子どもの前で保護者が夫婦げんかをする、DVがある、そういう場合、子どもが心理的な虐待を受けているということで、110番通報により臨場した警察署から今は漏れなく児童相談所へ児童通告がある状況です。

そのほか、260件が近隣知人の方、いわゆる区民の方からの通告ということになります。大多数が「泣き声通告」であり、「マンションの2階のあの辺から泣き声が聞こえる」という内容の通告です。このような通告が260件ということになっています。

③は子どもの年齢別です。1,101件のうち、小学生以下の児童が、75%、4分の3を占めています。

④は虐待者別です。実母が589件で58%、実父が384件で35%という状況です。

次のページは、江戸川区児童相談所の基本理念でございます。平成28年度の児童福祉法改正で、第1条「児童福祉の原理」のところで、「子どもの権利条約の精神にのっとり」という文言が入りました。法改正もあり江戸川区児童相談所の基本理念として、子どもが等しく持つ権利を保障して、基礎的自治体である江戸川区のメリットを生かし、区民や関係機関の皆さんと協力しながら、子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を実施するというのが基本理念となっています。

また、基本理念の実現に向けて、三つの一元化を掲げています。1番目の「窓口対応の一元化」は、分かりやすい窓口の設置であり、江戸川区児童相談所は「はあとポート」という愛称をもっていますので、電話番号も覚えやすいように、5678-1810（いいハート）、という番号になっています。

2番目は、「指揮命令系統の一元化」です。これは虐待通告など、迅速に対応しなければいけない相談についての的確に対応していくということです。

3番目は「支援、対応の一元化」です。江戸川区のメリットである地域力や区のサービス施策等を活用した、いわゆる発生予防に力点を置き、江戸川区の子どもは江戸川区で守るという信念をもって児童相談所を運営しているところでございます。

次は、3「相談の種類」です。養護相談というのは、養育者がいない、もしくは養育者に養育させることが適当でない、そういう状態に陥った子どもの相談ということになります。例えば、お父さん、お母さんが二人ともお亡くなりになられて、子どもが一人残された、こういったときには養育者がいない相談であり、「養育困難相談」と言います。また、虐待相談は、養育者がいても、その養育者に養育させることが適当でないという相談であり、養護相談に含まれますが、「児童虐待相談」と言われています。そのほか、迷子とか捨て子、こういった相談も養護相談に含まれます。

障害相談につきましては、発達障害、知的障害、肢体不自由など、様々な障害をお持ちのお子様の相談をお受けしています。

非行相談は、ぐ犯行為相談と触法行為相談がございます。ぐ犯相談につきましては、2歳から18歳までのお子さんの家出や深夜徘徊、飲酒、喫煙などの相談で、このような状態にある子どもをそのまま放置していると、将来、何らかの刑罰法令に触れる虞があるという相談です。触法行為相談は、何らかの刑罰法令に触れる罪を犯したお子さんということになりますが、これは年齢の要件がございます。14歳以下のお子さんでそういう犯罪を起こしたお子さんについては児童相談所が対応することになっています。

育成相談は、子どものしつけや性格行動などに関する相談で、落ち着きがないとか場面緘黙があるとか、子どもの行動についての相談でございます。

そのほか、里親の相談やいじめに関する相談等もお受けしているという状況でございます。

次は、4「児童相談所の本来機能」ということで、①から④が児童相談所の主な機能とされています。

まず相談機能というところでは、子どもに関する相談について、専門知識、技術を必要とするものについて、専門的な角度から総合的に調査、診断、判定をして援助方針を決める、この一連の流れが児童相談所の相談機能とされています。

一時保護機能は、必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能です。

措置機能は、「措置」は、行政処分とも言い換えられますが、子どもまたは保護者を児童福祉司、児童委員等に指導させる機能、児童福祉施設入所や里親への委託、指定発達支援医療機関等に入所させるという、いわゆる措置機能がございます。

民法上の権限については、児童相談所長が親権停止・喪失の請求、未成年後見人の選任、管理権喪失の申立てなどの家事審判へ申し立てることができるということになっていますので、こういった権限等が児童相談所長に付与されています。

続いて、5-①「相談対応の流れ」を御覧ください。一般相談というのは、先ほどの養護相談、障害相談、非行相談、育成相談などです。児童福祉司はこのような相談を受け付けますと、毎週水曜日に開かれている受理会議で相談受理を決定し、調査をするという流れになります。ただし、虐待相談だけはスピード感が求められますので、通告を受けると受付票を作成して、小学校、中学校、所属機関にそのお子さんの状況を情報収集します。そして、その上で速やかに「緊急受理会議」を開き、その事案の緊急度、リスクなど判断し、必要があれば、一時保護の実施を決定します。また、その後の調査方針の検討、担当児童福祉司の決定など行います。その後、調査に入るわけで

すが、この中で一番大切なのが、国からの指導等もごさいますが、48時間以内の子どもの安全確認になります。家庭訪問や学校で実際に子どもと会って、子どもの安全確認ができれば、訪問や面接といった調査に入ります。ただし、児童相談所が何度も訪問・電話しても会えない場合は、児童相談所の権限として、出頭要求、立入調査、最後には臨検・搜索という強制的な手段をとることもごさいます。立入調査等については、年5回か6回ぐらいはあろうかと思いますが、臨検・搜索は年1回あるかないかぐらいの確率で出現します。

5-②「相談対応の流れ」を御覧ください。調査を終えた後、どういう流れになるかと申しますと、調査結果を基に、児童福祉司が社会診断をします。児童心理司は、子どもと会って心理診断をします。また必要に応じて児童精神科医に受診して作成する医学診断、一時保護したお子さんについては行動診断、これらの診断から、子どもを多角的にアセスメントし、子どもに最適な支援内容（援助指針）を決めます。援助指針を援助方針会議に提案し、最終的に援助内容を決定するという流れで進んでいきます。

ただし、虐待相談については、援助方針を児童相談所が決定しても、親権者等が不同意の場合もごさいます。こういう場合は、児童福祉審議会等に諮問した上でしかるべき法的対応をするということになります。

6「児相の採る援助の種類」を御覧ください。児童相談所の援助方針というのは、表のように定まっています。先ほど援助方針を決めるとお話ししましたが、記載されている方針のどれかに決定します。表以外の援助方針というのはありません。

まずは「措置によらないもの」では助言により状況改善があれば「助言指導」、継続指導など記載の通りです。「措置によるもの」というのは、行政処分でごさいます。内容は記載の通りです。行政処分ですので、保護者が行政不服審査請求の対象になります。

次のページを御覧ください。一時保護所の状況でごさいます。一時保護の目的と種類というのは、先ほどは児童相談所の機能の中の一つとして一時保護機能があると申しあげましたけれども、児童福祉法33条の1項に「児童相談所長が必要と認める場合、子どもの安全を迅速に確保し、適切に保護を図るために、または子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況を把握するために、子どもを一時保護することができる」と定められております。一時保護の種類は三つごさいます。虐待等、すぐに子どもの安全確保を図らなければいけないものは「緊急保護」ということになります。2番目に、子どもを一定期間調査することを目的とした「アセスメントのための保護」がごさいます。3番目に、「短期入所指導」がごさいます。ただ、現実的に、虐待件数は非常に多いということから鑑みますと、今、ほとんどが①の「緊急保護」ということになっている状況です。

また、基本的に一時保護は、子どもや保護者の同意を得てから一時保護を

行うことが望ましいのですが、多くのケースは、子どもをそのまま放置することで子どもの福祉を害するケースが多く、虐待相談の増加により同意なく一時保護することも多くなっています。

2の「一時保護の期間」についてです。基本的に法律上2か月を超えてはならないことになっています。しかし、児相長が必要と認める場合は引き続き行うことができます。ただし、保護者が一時保護に同意していない場合は、2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないことになっています。

3「江戸川区の一時保護所の特色」についてですが、江戸川区の一時保護所は非常に先進的な一時保護所です。東京都内の中でも子どもの権利保障が一番進んでいる一時保護所ではないかと自負しています。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という四つの基本的な権利を尊重しながら、保障した支援を提供しております。

4「江戸川児相一時保護所の状況」についてです。右側のグラフは、4月から9月までの月末日の状況となります。9月には35名定員の一時保護所に33名入っているという状況で、そのほかにも都の児童相談所の一時保護所や施設・病院等に一時保護委託しており、57人の江戸川区のお子さんが9月末日には一時保護をされているという状況でございます。

最後でございますけれども、児童相談所の課題としては、先ほど申し上げたとおり、虐待通告の件数が高い状況がコンスタントに続いています。そのため、ケースに対応する児童福祉司・児童心理司が大変疲弊しておりますし、一時保護職員も、深夜に警察が身柄通告とあって、子どもをそのまま一時保護所に連れてくるというケースも大変多く、大変な状況です。

施設入所中の子どもや在宅で支援しておる子どもへ手厚く支援したと思っ
ていても、なかなか手が回らないという状況があります。

今後は、地域力や区の各部署の支援力など活用した、児童相談所の相談援助の在り方を検討し、組織体制の再構築など多くの課題に丁寧に向き合っていく必要性を感じているところです。以上で報告を終わります。

(笹井委員長) どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問はございますか。

4月に開設したばかりで、活動はこれからだと思いますけれども、区として、先ほどの子どもの権利条例を作っているという話、それから、そういうものをどう進めていこうとか、あるいは先ほど所長からの説明もありましたけれども、非常に先進的な取組でいろいろな形で子どものケアをしているというところがありましたけれども、非常に期待しているところであり、これからかと思いますが、御感想や御意見がありましたら、いただければと思います。いかがでしょうか。

(小川委員) この半年間、東京都から離れて、これだけ児相を近く感じたことはこの10

年で初めてです。今いる方たちが精一杯必死になってつながろうとしていることを感じ、たった半年で形になるとは率直に思っていませんでした。これからも頑張っしてほしいなと思っています。今は江戸川区にいる里親たちも意識が高くなってきているところです。それを地域の人たちが分かってくれて、つながろうとしてくれたら、きっと早くに行政が何かをすることよりも何となくつながっていくものと感じます。元里子の中には江戸川区で手伝おうと思うような子どもたちも増えています。私は、子どもたちに「もらったものは税金で返すんだよ」、それと、「過去には蓋をしないで」と言って教えています。過去は代わってあげられないので何もできないけど、見る人が何かつながっていらればと思うと、私は、江戸川区に児童相談所が設置されたことを率直に感謝しています。皆様の声を拾って、みんながどんどん頑張ってくれたらいいかなと思うのがこの半年の感想でございます。皆様に御理解、御協力いただければと思います。

(笹井委員長) ほかによろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

(3) 児童福祉審議会について

(笹井委員長) 報告事項の3番目になります。児童福祉審議会についてであります。事務局から御説明をお願いします。

(事務局) 資料5-1と資料5-2を御覧ください。江戸川区の児童福祉審議会についての資料でございます。

児童相談所を設置すると、法令に基づきまして、江戸川区として児童福祉審議会を設置する必要が出てまいります。子ども・子育て応援会議とどう違うのかということですが、今日開催している子ども・子育て応援会議は子育てに関わる地域団体の代表の方、活動されている方に御出席いただいて、地域力で子どもの育ちを支えていこうといった取組みで、議論を中心に行っております。一方、この4月にできました児童福祉審議会ですけれども、児童相談所行政を中心とした児童福祉の専門家、学識経験者から構成されております。児童相談所などで起きた様々な事案について、専門的な御意見を頂戴する場でございます。

児童福祉審議会は、資料5-1にありますように、三つの部会で成り立っております。「子どもの権利擁護部会」、「児童福祉施設部会」、「里親部会」の三つで定期的に活動しております。応援会議の関係で申し上げますと、「児童福祉施設部会」では、児相の設置に伴いまして、認可保育所の認可権限も東京都から区に下りてきております。区として保育所を認可するに当たって御意見を頂戴しております。

なお、昨年まで小規模保育事業については、この子ども・子育て応援会議で認可の答申をいただいておりますけれども、児童福祉施設部会ができた

ことで、保育所関係の認可についてはこちらの部会で集約させていただきましたので、御承知おきいただければ幸いです。

(笹井委員長) ありがとうございます。

もし御質問等がございましたら、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、予定された議題、報告事項は以上ですので、司会を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局) 長時間にわたり御討議をいただき、ありがとうございます。

最後に事務連絡でございます。次回の応援会議についてですが、令和3年2月頃の開催を予定しております。日程等については、委員長と御相談の上、改めて御案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 閉会

(事務局) 以上をもちまして、令和2年度第1回江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。本日は御多用の中、誠にありがとうございました。